

## 自転車！安心パスポートサービス会員規約

### 第1章 総則

第1条（目的）
株式会社ジェイアイズ（以下、「当社」といいます）が運営する自転車！安心パスポートサービス（以下、「本サービス」といいます）は、会員規約（以下、「本規約」といいます）に従い、安心して快適な生活に役立つサービスの提供を目的としています。

第2条（内容）
本サービスは、サービスの手配、紹介、特典およびサービス利用ツールの提供を行います。

第3条（適用関係）

- 本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下、「諸規定」といいます）を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第4条（定義）

- 本サービスの提供を受ける会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約に同意の上、当社所定の利用申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。会員の範囲はご契約ご本人または配偶者と同居の6親等内の血族・3親等の姻族となります。
※自転車ロードサービス以外の補償に関しましては、婚姻歴のない別居の未婚の子も対象となります。
- 当社は、会員に対して会員証として自転車！安心パスポートサービスメンバーズカード（以下、「メンバーズカード」といいます）を発行します。
- 入会申込者および会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、入会の拒否または退会を強制することができます。退会を強制する場合は、すでに納入された会費等の払い戻しは一切行いません。また、入会時に発行したメンバーズカードの返却に応じなければなりません。
  - 登録内容に虚偽が判明した場合。
  - 年会費やサービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅延した場合。
  - 本規約に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合。
  - その他当社が会員とすることを不適切と判断した場合。

第5条（会費・会員資格期間および申込）

- 会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。会費の支払方法は以下によるものとし、入会お申込日と各支払方法の規約に基づく振替日にお支払いいただきます。
  - 携帯電話キャリアが提供する決済代行サービス
  - クレジットカード
  - 口座振替
- 支払われた会費は当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除その他如何を問わず返還しないものとします。
- 会員は、当社指定の方法により、入会の申込をするものとします。
- 入会お申込の日の翌月1日または翌々月1日、もしくは3か月後の1日を会員期間開始日として、その当月末日までの1か月間を会員期間とし、本サービスの提供を行うものとします。
- 前4項における会員期間の開始日は以下のとおりとします。以降、当社所定の方法により退会のお申し出がない場合は、会員期間は自動更新され、会員期間内は前1項に基づく所定の会費をお支払いいただきます。
  - 毎月25日までに当社にて利用申込の確認が完了した分
翌月1日を会員期間開始日として会員登録を行います。
※口座振替の場合、毎月25日までに申込書が当社へ到着分は翌々月1日を会員期間開始日として会員登録を行います。
  - 毎月26日から末日までに利用申込の確認が完了した分
翌々月1日を会員期間開始日として会員登録を行います。
※口座振替の場合、毎月26日から末日までに申込書が当社へ到着分は3か月後の1日を会員期間開始日として会員登録を行います。

第6条（会員の変更）
会員等は、当社に届け出た申込情報に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更の手続きを行うものとします。また申込情報の変更は会員等からの申し出により行います。

第7条（退会・会員資格の取り消し）

- 会員等が退会を希望する場合は、当社指定の方法により退会申請をするものとします。
- 前項による会員の退会日は、以下のとおりとします。
  - 会員期間開始前に退会申請を行った場合
第5条4項に基づく会員期間開始日の同月末日が退会日となります。
  - 会員期間内に退会申請を行った場合
退会申請日の同月末日が退会日となります。
- 会員等が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
  - 入会申込時に虚偽の申告をした場合
  - 本規約または諸規定の定め違反した場合
  - 悪質ないたすら等で本サービス業務に支障をきたした場合
  - その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第8条（禁止行為）
会員等は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 本サービスの内容および全国共通フリーダイヤルを利用資格のない第三者に知らしめ、サービスを提供させる行為
- 本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得る目的の行為
- パンフレットに記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為
- 本サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- 本サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
- 本サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為
- 政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
- 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
- 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
- その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

第9条（問題解決）
当社は、本サービス提供会社（以下「提供会社」といいます。）の過失、業務不履行等により損害を受けた場合、自らの責任と負担において問題解決にあたるものとし、速やかな問題解決のため努力するものとします。

第10条（免責）

- 当社は、会員等が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、一切の責任を負いません。
- 当社は、会員等がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等について、一切の責任を負いません。
- 情報の利用について、これを会員等に強制するものではなく、利用した責任は会員等に帰属するものとします。
- 当社はその状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。
- サービス対象物件が店舗・事務所等、居住用ではない場合、一部利用できないサービスがあります。

第11条（個人情報の取り扱い）

- 当社は、会員等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他の法令を遵守し、必要な保護処置を講じたうえで、以下のとおり取り扱うものとします。
- 会員等が本サービスの提供を受けるために自ら告知する以下の個人情報を取得します。
  - 姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス等
  - 利用内容、申込内容等
- 前項で取得した個人情報を以下の目的のために利用します。
  - 本サービスの目的達成
  - 本サービスの提供
  - 利用実績の集計　など
- 当社は、前項第2号の目的の範囲で機密保持契約を結んだ提供会社に個人情報を預託し、預託を受けた提供会社は同様の範囲で個人情報を利用します。

第12条（規約の追加・変更）
本サービスは、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員等の承諾または会員等への事前通知なく本規約を追加・変更できるものとします。

第13条（譲渡禁止）
会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することを禁止します。

第14条（管轄裁判所）
本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、大阪地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします

### 第2章 自転車ロードサービス

第15条（自転車ロードサービス）
別紙自転車！安心パスポートロードサービス規約に準じます。

### 第3章 付帯保険サービス

第16条（傷害保険）
会員は、当社が契約するau損害保険株式会社のスタンダード傷害保険に自動加入となります。なお当該保険の詳細については、「自転車！安心パスポート付帯保険規定」に準じます。

## 自転車！安心パスポートロードサービス規約

第1条【規約の目的等】
この規約は、株式会社ジェイアイズ（以下、「当社」といいます。）の提携するサービス業者が、サービス利用者に対して提供する自転車ロードサービス（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。サービス利用者は、この規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。

第2条【対象自転車】
このサービスで対象とする自転車は、会員が現に使用している自転車とし、所有者を問いません。ただし、自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は対象となりません。

第3条【サービスの提供期間】

- サービスの提供期間は、会員期間とします。なお、会員期間の途中で解約・解除された場合、または失効となった場合、当社は解約・解除日または失効日以降、サービスの提供を行いません。
- 当社は、ご契約者およびサービス利用者事前に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができます。

第4条【サービス利用者の範囲】
サービス利用者は、会員様（サービス対象者および同居の親族）とします。

第5条【サービスの内容】

- このサービスにより、対象自転車が自力走行不能な状態となった場合に、対象自転車を自力走行不能な状態となった場所（自力走行不能となった場所から対象自転車を移動後に自転車ロードサービスデスクに連絡を行なった場合は、当該移動先を自力走行不能となった場所とみなします。）からサービス利用者の指定する場所まで搬送します。
- このサービスは以下のとおりとします。

提供時間	24時間　365日
提供地域	日本国内のみとします。（ただし、一部離島など対象外の地域もあります。）
無料搬送距離	50kmまで

## 自転車！安心パスポート付帯保険規定

～スタンダード傷害保険（傷害事故の範囲：一般傷害）～

自転車！安心パスポート付帯保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払する保険です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">10,000円 （入院一時金額）</div> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。）</p>	<p>次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>闘争行為、自殺行為、犯罪行為</li> <li>自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故</li> <li>脳疾患、疾病または心神喪失</li> <li>妊娠、出産、早産または流産</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故</li> <li>テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</li> <li>山岳登山（ビックル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故</li> <li>むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）</li> <li>細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</li></ul> <p>（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
個人賠償責任保険金（特約）	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有（注）、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">損害賠償金の額　－　自己負担額（0円）</div> <p>※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額（1億円）を限度とし、別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。</p> <p>※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	<p>（1）次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ご契約者または被保険者の故意</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li></ul> <p>（2）次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</li></ul> <p>（注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p>
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う（注）特約です。		
	（注）示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		

### 【被保険者（補償の対象となる方）】

会員様（サービスの提供を受ける人）ご本人、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族（本人の6親等内の血族、3親等内の姻族）・別居の未婚のお子さまとなります。

### 【補償開始日時・補償期間】

「自転車！安心パスポート」会員期間開始日の午前0時から補償開始となり、会員期間中補償が継続されます。（注）なお、購入後、「自転車！安心パスポート」を解約された場合は、その手続きをされた日の翌月1日午後4時をもって補償は終了します。

<p><b>【事故が発生した場合は】</b></p>	<p>万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。</p> <p>ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。</p> <p><b>&lt;連絡先&gt; 自転車！安心パスポート事故受付デスク 0120ー490ー924（24時間 365日通話料無料）</b></p>
----------------------------	--

【お申込みにあたってのご注意】

- 自転車！安心パスポート付帯保険は保険契約者を株式会社ジェイアイズ、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の保険料負担はありません。
- 上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはa u損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（http://www.au-sonpo.co.jp/）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社ジェイアイズは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的のみ使用致します。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため

II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため

III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため

IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため

V. 傷害保険サービスの提供会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため

また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（http://www.au-sonpo.co.jp/）をご覧ください。

■サービス提供元 **株式会社ジェイアイズ**■引受保険会社 **au** 損害保険株式会社

自転車！安心パスポートに関するお問い合わせ ☎ 06-6809-3223（平日10:00 - 18:00　土日祝・お盆・年末年始は除く）B16D310652（1702）

✉ toiwasse@safe-life.net

第6条 【ご利用上の条件】

- サービスの提供は、年3回を限度とします。
- 第5条【サービスの内容】に規定する無料搬送距離を超過した場合にかかる費用は、サービス利用者のご負担となります。
- サービス利用者が未成年者の場合は、サービス提供者による親権者の同意確認が必要となります。
- サービス提供者は、サービス利用のご連絡をいただいた際、聞き間違いを防ぐなどサービスの提供を適切かつ円滑に遂行するために、通話記録を保存する場合があります。
- 交通事情、気象状況などにより、サービスの提供に時間がかかる場合、またはサービスの提供ができない場合があります。時間を要したこと、またはサービスの提供ができなかったことでサービス利用者には何らかの損害が発生しても、当社およびサービス提供者ならびにサービス実施業者は一切の責任を負いません。

第7条 【サービス利用者の義務】

- 警察への届出が必要な事故のとき、警察への届出が未済の場合や、車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合などサービスの提供ができない場合があります。
- サービスをご利用の際には、現場作業時にサービス利用者の立会いが必要となります。現場での立会いができない場合は、サービスの提供ができない場合があります。
- サービス利用者は、サービス提供者およびサービス実施業者に対して、サービスの提供に必要な協力を行わなければなりません。協力をいただけない場合、サービスの提供ができない場合があります。
- なお、サービスを提供した後に、サービスの対象ではないことが判明した場合、お申し出の情報がサービスご利用時またはご利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合、または保険契約に必要な保険料の未払いが解消されない場合は、サービスの提供に要した一切の費用はサービス利用者のご負担となります。

第8条 【サービスの提供ができない場合】

- 自力走行不能な状態となった原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
  - 対象自転車の盗難・紛失
  - 対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難、または対象自転車の不具合等により錠の解除ができない場合
  - サービス利用者の故意または重大な過失
  - サービス利用者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染
  - 差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
  - 航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送中の事故
- 次のいずれかに該当する間に自力走行不能な状態となった場合には、サービスの提供ができません。
  - 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
  - 自転車の性能試験を目的とした試運転における運転
  - 上記①、②に掲げるいずれかのことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準する方法・態様による運転　ただし法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自転車を用いて上記①、②のいずれかのことを行っている間は除きます。
  - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自転車を運転している間
  - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転している間
- 以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
  - サービス利用者から自転車ロードサービスデスクへ事前のご連絡が無い場合
  - サービスを提供する際に使用する道路あるいは地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事中道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護または環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、また、自動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）および自然災害により危険が予知される地域や作業が困難な場所である場合
  - 対象自転車が違法改造または後付パーツを装着している、もしくは自転車の形状により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような自転車である場合
  - 対象自転車が道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第9条の3で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
  - 対象自転車が道路交通法施行規則第9条の4で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（政令に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
  - 対象自転車が道路交通法第62条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
  - サービス利用者が本規約に違反した場合、またはサービス提供者が、サービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第9条 【個人情報の提供および利用への同意】

サービス利用者は、当会社およびサービス提供者がサービスを提供するため、サービス利用者に関する情報（住所、氏名、電話番号、保険証券番号、生年月日、その他サービス利用資格の有無を判断するための情報等）を必要に応じた範囲内でサービス提供者に対して提供すること、サービスの記録および利用状況を当会社、サービス提供者またはサービス実施業者との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

第10条 【サービスの提供に伴う損害】

サービスの提供に伴い、対象自転車の破損、人身事故その他の損害が発生した場合において、当会社およびサービス提供者は、故意または重大な過失がない限り、それらの損害に対する賠償責任を負わないものとします。

第11条 【サービスの内容の変更】

当会社は、サービスの内容を予告なく変更できるものとし、その効力は、当会社のホームページへの掲載後に発生するものとします。

第12条 【代位】

当会社およびサービス提供者は、サービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに関する費用の額を限度とし、かつ、サービス利用者の権利を害さない範囲で、サービス利用者がその者に対して有する権利を取得します。

第13条 【訴訟の提起】

この規約に関する訴訟については、当社本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条 【準拠法】

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。